公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１５３４号
札幌市中央区南６条西７丁目２番地３　トーワ南６条305号
債務者　石岡　　元
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５７６号
札幌市厚別区厚別南２丁目２番30号　第６見光ハイツＡ―102
債務者　渡邊　剛平
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７３４号
札幌市北区北31条西11丁目１番１―512号
債務者　高木　聡子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９７６号
札幌市豊平区平岸３条９丁目７番15号　ＪＰコート平岸Ⅱ―102号
債務者　奥山　義彦
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０４２号
札幌市中央区北４条西23丁目１番29―206号
債務者　廣瀬　和孝
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０９６号
札幌市豊平区美園４条５丁目１番11号　あかしや荘10号
債務者　齋藤　　久
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０９８号
札幌市白石区北郷３条12丁目６番20号　平マンションＡ号
債務者　伊藤　勝司
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１０９号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目２番９―401号
債務者　案西　直美
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２９号
群馬県佐波郡玉村町大字樋越34番地１
債務者　関口　優作
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４０号
群馬県北群馬郡吉岡町陣場98　医療法人群栄会田中病院、住民票上の住所群馬県沼田市高橋場町4997番地９
債務者　登坂　正岳
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９４８号
千葉市若葉区千城台西３丁目11番２棟401号
債務者　田口　範子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１０８号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田18番地27
債務者　奥本めぐみ
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２０号
京都市中京区御幸町通三条上る丸屋町320番地　御幸町パークハイム606、前住所京都市上京区中町通丸太町上る俵屋町434番地
債務者　石倉　幸代
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５７号
京都市山科区大塚西浦町37番地７花園マンション38号、前住所三重県四日市市山手町3289番地３
債務者　和泉　直美
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１２号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地10棟502号
債務者　細川　　彰
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１５号
京都市上京区東堀川通下長者町上ル二町目31番地　スカイセブン田中413、住民票上の住所徳島市助任本町６丁目２番地
債務者　美馬　　弘
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係